

八幡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、八幡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

令和8年7月17日

八幡市長 川田 翔子



1 縦覧期間

自 令和8年7月17日
至 令和8年8月14日

2 縦覧場所

八幡市役所建設産業部産業振興室 農業振興課

※ 農業振興課での縦覧は、土曜日、日曜日、祝日を除く、開庁時間に限る。

ただし、開庁時間の正午から13時は、除く

3 意見書の提出先等

(1) 提出先 八幡市役所建設産業部産業振興室 農業振興課

(2) 提出方法

郵送、持参によることとし、ファクシミリ、インターネット及び電話での意見は受け付けられない。

(3) 提出期限

令和8年8月14日

ただし、郵送の場合は当日必着のものとする。

(4) 提出に当たっての注意事項

① 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見以外は提出できない。

② 意見書には、個人の場合にあっては、住所、氏名、職業を、法人の場合にあっては、法人名、代表者名、事業所の所在地を記載すること。

③ 意見書は、日本語により記載されたものに限る。

(5) 意見書の処理方法

意見書に対する個別の回答は行わず、八幡農業振興地域整備計画を公告する際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。

4 異議の申出先等

(1) 申 出 先 八幡市役所建設産業部産業振興室 農業振興課

(2) 申出方法

郵送又は持参によることとする。

(3) 申出期間

令和8年8月17日から15日

ただし、郵送の場合は期間内必着のものまでとする。

(4) 申出に当たっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。この場合、異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

- ・ 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- ・ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案
- ・ 異議申出人が、農用地利用計画の変更案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- ・ 異議の申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことを知った日
- ・ 異議申出の趣旨及び理由
- ・ 異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- ・ 異議申出の年月日